

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成28年5月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 平成27年第2回杉並区議会定例会において議案第51号により議決を得た「杉並区立新泉和泉小学校及び併設2施設環境整備建築工事並びに和泉学園学童クラブ建設建築工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金426,600,000円
変更後の契約金額 金434,181,600円
契約金額の増額 金7,581,600円
- 3 変更理由 学校関係者の意見を踏まえた安全対策及び校庭の路床表層改良を施工等、設計変更したため。
- 4 専決処分年月日 平成28年3月17日